

議案第 8 号

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

## 東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案の概要

### 1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げること。

（第5条第2項関係）

- (2) 非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額を次のように改めること。

（第5条第3項関係）

加算対象区分	扶養親族加算額	
	改正後	改正前
配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	廃止	100円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	433円	383円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	[217円]	217円
60歳以上の父母及び祖父母		
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		
重度心身障がい者		

[ ]は改正なし。

- (3) 非常勤消防団員等に係る補償基礎額を次のように改めること。（別表関係）

#### ア 団長及び副団長

勤務年数	改正後	改正前
10年未満	13,340円	12,900円

10年以上20年未満	14,170円	13,700円
20年以上	15,000円	14,500円

イ 分団長及び副分団長

勤務年数	改正後	改正前
10年未満	11,670円	11,300円
10年以上20年未満	12,500円	12,100円
20年以上	13,340円	12,900円

ウ 部長、班長及び団員

勤務年数	改正後	改正前
10年未満	10,000円	9,700円
10年以上20年未満	10,840円	10,500円
20年以上	11,670円	11,300円

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行すること。
- (2) 施行日前に支給すべき事由が生じた場合の補償基礎額について、経過措置を設けること。